

すべての住宅に 住宅用火災警報器 を!!



消防法により

住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。

※大館市の既存住宅は、平成23年6月30日以前に設置が義務づけられていません。



※このリーフレットは取りはずして保存してください。